

東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱

平成7年4月10日付6衛福特第1139号

第1 目的

この要綱は、慢性腎不全の根治療法である腎移植を推進し、もって慢性腎不全患者の社会復帰に資するため、献腎移植を希望する者の組織適合性検査費を助成し、患者の負担軽減を図ることを目的とする。

第2 助成対象者

次の1又は2に掲げる者とする。

- 1 都内に住所を有し、人工透析療法を受けている慢性腎不全患者で、献腎移植を希望するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望の登録をする者
- 2 都内に住所を有する慢性腎不全患者で、献腎移植を希望するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへの先行的献腎移植（透析療法開始前の献腎移植）希望の登録をする者

第3 申請手続

- 1 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、腎臓移植組織適合性検査費助成申請書（別記第1号様式）に、現在、人工透析療法を受けている透析施設（先行的献腎移植希望の登録にあっては、慢性腎不全に係る治療を受けている施設）の主治医の現症記載のある腎移植希望登録依頼書（別記第2号様式。以下「登録依頼書」という。）及び住民票を添付して知事に申請するものとする。
- 2 申請は、電子申請により行うこともできるものとする。この場合、別記第1号様式に替えて別記第1号の2様式により申請する。
また、登録依頼書については、スキャナー等により電子ファイル化したものを添付することとし、住民票の添付に替えて署名用電子証明書を読み取るものとする。

第4 検査費助成の決定

知事は、前記第3の申請書を審査し、検査費の助成を行うことが適当と認めるときは、腎臓移植組織適合性検査費助成承認票（別記第3号様式。以下「助成承認票」という。）を申請者に交付し、承認しないときは、不承認決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

第5 検査及び移植希望の登録

- 1 承認を受けた者が、組織適合性検査を受けようとするとき、又は受けた後は、助成承認票及び登録依頼書を、HLA検査センター（以下「検査センター」という。）に提出するものとする。
- 2 検査センターは、組織適合性検査結果を、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに登録するものとする。

第6 助成の額

- 1 助成の額は、1検体の組織適合性検査につき知事が別に定める額とする。
- 2 検査費用のうち助成額を超えた額については、被検査者が自己負担するものとする。

第7 請 求

- 1 検査センターは、検査実施後、助成承認票に検査の終了を確認した旨の表示をした上、当該承認票を保管し、助成額の支払いを知事に請求（別記第5号様式）するものとする。
- 2 被検査者が、関東・甲信越ブロック内に所在地を持ち、かつ、東京都と契約を締結していない検査センターにおいて検査及び登録を行った場合には、被検査者は助成承認票の検査終了確認欄に記入されていることを確認した上、助成額の支払いを知事に請求（別記第6号様式）するものとする。

第8 支 払

知事は、前記第7の請求を受けたときは、内容を審査の上、検査センターあるいは被検査者に助成額を支払うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は、東京都と検査センターの双方で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月10日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、元衛福特第216号（平成元年7月1日衛生局長決定）による東京都腎臓移植組織適合検査費助成実施要綱は、廃止する。
- 3 平成7年3月31日以前において、前記に掲げる要綱により助成承認票を受けた者で、平成7年4月1日以降検査及び移植希望の登録を受ける者については、この要綱による助成承認票の交付を受けたものとみなす。

附 則（10 衛福特第 988 号）

この要綱は、平成11年3月15日から施行し、平成9年10月16日から適用する。ただし、別記第1号様式の改正については、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日 14 健サ疾第 1 号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日 14 健サ疾第 1604 号）

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 26 日 16 健サ疾第 3 号）

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 17 日 20 福保保疾第 416 号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 1 日 29 福保保疾第 1211 号）

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2に掲げる者については、平成30年1月1日以降の検査実施分から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日 29 福保保疾第 2497 号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日 30 福保保疾第 2225 号）

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。